

電氣設備機材等
品質性能評価実施要領

山口県土木建築部建築指導課

電気設備機材等品質性能評価実施要領

(総則)

第1条 この要領は、山口県土木建築部建築指導課(以下「建築指導課」という。)が行う電気設備機材等(以下「機材等」という。)の評価の実施に適用する。

(評価の対象)

第2条 評価の対象とする機材等は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、「建築材料・機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿」に掲載されたものを除くほか、次の各号に定めるものとする。

- 一 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)および公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(以下「標準仕様書」という。)に品質性能等が規定されている機材等のうち、建築指導課が指定するもの。
- 二 営繕工事において使用する機材等のうち、標準仕様書において品質・性能等が規定されていない機材等のうち、重要と認め建築指導課が指定するもの。

2 前項各号において建築指導課が指定するものは電気設備機材等指定表に定める。

(申請者)

第3条 評価を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 機材等の製造者。
- 二 機材等の販売者その他当該機材等の供給に携わる者で、機材等の製造者と連名で申請できる者。ただし、当該機材等に要求される品質性能等を考慮し、連名で申請する必要がないと認めるときはこの限りでない。

(評価の実施及び申込み)

第4条 申請者は、次の各号に掲げる資料を添えて申し込むものとする。

- 一 電気設備機材等品質・性能評価申請書(様式1)
- 二 製造施設に関する資料
- 三 品質・性能等に関する資料
- 四 品質管理・製造管理に関する資料
- 五 納入体制に関する資料
- 六 アフターサービスに関する資料
- 七 その他必要と認める資料

(評価基準)

第5条 評価基準は、建築指導課長が定めるものとし、総合点11点以上を合格とする。

2 評価基準には、原則として、次の各号の内容を含むものとする。

- 一 品質・性能等の評価に関する事項
- 二 品質管理・製造管理の評価に関する事項
- 三 納入体制の評価に関する事項
- 四 アフターサービスの体制の評価に関する事項

(資料の追加等)

第6条 建築指導課長は、提出書類の内容が不明確なとき、内容に疑義があるとき、その他必要と認めるときは、申請者に新たな資料の提出を求め、又は説明を求めることができる。また、製造所等を実地検査しなければ評価ができない場合は申請者と協議する。

(評価の方法)

第7条 建築指導課長は、第4条に規定する資料及び前条に規定する追加資料等をもとに、第5条の規定により定められた評価基準に基づき、当該機材等の品質・性能等の評価を行う。

(評価期間)

第8条 評価は、必要な手続きが完了した後、原則として3箇月以内に行うものとする。
2 前項の規定により難いときは、理由を付して申請者に通知する。

(評価の中止)

第9条 建築指導課長は、次の各号のいずれかに該当するときは、評価を中止するものとする。
一 申請者が評価の審査途中において申請を取り下げたとき。
二 当該機材等が評価基準を満たしていないと認められたとき。
2 前項二号によるときは、理由を付して申請者に通知する。

(評価書の交付)

第10条 建築指導課長は、評価を了したときは、遅滞なく別に定める電気設備機材等品質性能評価書(様式2)(以下「評価書」という。)を作成し、申請者に交付するものとする。

(評価書の有効期間)

第11条 評価の有効期間は、評価書の交付の日から1年を経過する日までとする。
2 評価書の記載内容に変更を生じた場合の評価は、評価書の交付の日から変更前の評価書に記載された日までとする。

(評価書の更新)

第12条 第11条第1項及び第2項において、評価書の更新を希望する者は、有効期限の3箇月以前に、電気設備機材等品質・性能評価申請書(様式1)に必要な資料を添えて申し込むものとする。
2 前項の資料は、第4条第1項に規定する資料とする。変更なき項目については省略できるものとする。
3 建築指導課長は、提出された資料に基づき、更新の内容について評価を行う。
4 評価書の更新を認められた機材等については、新たに評価書を申請者に交付するものとし、有効期間は第11条第1項に規定するところによるものとする。

(評価書の内容の変更)

- 第13条 評価書の交付を受けた者は、評価書の内容に変更が生じた場合、遅滞なく電気設備機材等品質・性能評価申請書(様式1)に必要な資料を添えて申し込むものとする。
- 2 建築指導課長は、提出された資料に基づき、変更の内容について審議を行う。
 - 3 変更の内容について評価及び確認を了したときは、評価書を申請者に交付するものとする。

(事故等の報告義務)

- 第14条 申請者は、事故が発生したとき若しくは事故が予測される事態が生じたとき又は評価書の記載事項等に抵触したときは、直ちに建築指導課に報告するものとする。

(評価書の取り消し等)

- 第15条 建築指導課長は、申請者が次の各号の一に該当したときは、その評価書を取り消すものとし、その旨を公表できるものとする。ただし、申請者が建築指導課の指示による必要な処置を講じた場合は、この限りでない。
- 一 偽りその他不正の手段により評価を受けたことが判明したとき。
 - 二 第14条による事由が判明したとき。
- 2 申請者は、前項ただし書きに規定する指示に疑義が生じた場合は、建築指導課と協議することができる。
 - 3 建築指導課長は、第1項ただし書きの規定により、指示を行う場合において必要があると認められるときは、申請者の製造所等を実地検査することができるものとする。
 - 4 建築指導課長は、申請者が事業の継続性が著しく困難になったと認められるときは、評価書を取り消すものとする。

(損害に対する責任)

- 第16条 建築指導課は、評価機材等の使用により生じた損害に対する責任は、その原因の如何を問わずこれを負わない。

(評価機材等の公表)

- 第17条 建築指導課は、評価を了した機材等について、その評価の内容のうち必要な事項を公表することができる。

(使用言語)

- 第18条 評価において使用する言語は、日本語とする。
- 2 外国の試験実施機関による試験報告書等、日本語により難しいものについては、前項の規定にかかわらず、日本語訳を添付することにより、これに代えることができる。

(その他)

- 第19条 この要領に定めるもののほか、評価の実施に必要な事項は建築指導課長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成15年4月1日から適用する。
- 2 この要領制定時に既に「電気設備機材等指定表」に掲載されている者は評価された者とみなす。この場合有効期間はこの指定要領の適用開始日から1年を経過する日までとする。

附 則

この要領は、令和3年12月1日から適用する。

(様式 1)

年 月 日

山口県知事
○○ ○○ 様

(申請者)
所在地
会社名
代表者

電気設備機材等品質性能評価申請書
(新規・更新・変更)

電気設備機材等の品質・性能の評価を受けたいので次のとおり資料を添えて申請します。

- 1 評価機材
 - (1) 品目
 - (2) 機材名
- 2 添付書類
 - (1) 製造施設に関する資料
 - (2) 品質・性能等に関する資料
 - (3) 品質管理・製造管理に関する資料
 - (4) 納入体制に関する資料
 - (5) アフターサービスに関する資料
- 3 会社概要
 - (1) 基本事項
 - (2) 年間売上高(製品別)
 - (3) 主な納入先
 - (4) 主な取引先
- 4 その他必要と認める資料
- 5 連絡先
 - (1) 郵便番号
 - (2) 住所
 - (3) 担当者名
 - (4) 電話番号
 - (5) ファックス番号
 - (6) E-mail address